

お客様 各位

弊社明野工場での道路交通法違反（フォークリフトでの荷役したままの公道走行）発生のお詫び

【違反内容】 道路交通法・第118条 第1項 第2号（過積載）、同法・第123条（管理義務違反）

急啓

弊社明野工場において2020年4月3日より13営業日に亘り、フォークリフトを用いて製品を積載したまま、公道を走行する道路交通法違反が発生いたしました。

弊社は、この違反行為を認識した後4月30日付けで筑西警察署に届出を行い、処分の決定を待つと共に、社員教育の徹底及び運搬車両の確保など、再発防止に向けた取り組みを現在行っております。

今回の違反に際し、多くの皆様にご迷惑とご心配をおかけしましたこと、深くお詫び申し上げます。

今後は信頼回復のため、社員一丸となって法令順守に取り組んでまいり所存でありますので、お客様には、どうかこれからもご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

※処分につきましては、決定された時点でホームページによる開示を行います。

敬具

2020年5月11日

株式会社 武井工業所
代表取締役社長 武井 厚